



岡山後楽園：岡山県岡山市

第**133**期
定時株主総会

招集ご通知

日時：平成28年6月28日（火曜日）
午前10時

場所：岡山市北区番町2丁目3番4号
株式会社 トマト銀行 本店



株式会社 トマト銀行

証券コード 8542

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、
平素より格別のご高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

当社は、平成27年4月、経営ビジョン（10年後の目指す姿）に **夢をかなえ、地域の未来を創造する銀行** を掲げ、平成27年4月から平成30年3月までの3ヵ年を計画期間とした中期経営計画「**トマトみらい創生プラン ～進化への挑戦～ 2018**」をスタートさせました。

初年度である平成27年度決算につきましては、おかげさまで、過去最高となる18億円の当期純利益を計上することができました。

今後もスピード感を持って施策を展開し、お客さまの真にお役に立てるライフパートナーとして、お客さまの幸福・成長・発展をさまざまな角度からご支援し、地方創生と地域経済の活性化に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



平成28年6月

取締役社長 た か ぎ し ょ う ご
高木 晶悟

証券コード 8542
平成28年6月8日

株 主 各 位

岡山市北区番町2丁目3番4号
株式会社トマト銀行
取締役社長 高 木 晶 悟

第133期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第133期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができましますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の**議決権行使書用紙**に賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時

2. 場 所 岡山市北区番町2丁目3番4号
株式会社 ト マ ト 銀 行 本店

3. 目的事項

報告事項

- 第133期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 第133期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役1名選任の件
- 第5号議案 監査役3名（社外監査役2名を含む）選任の件
- 第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「株主資本等変動計算書」、「連結株主資本等変動計算書」、「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tomatobank.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の計算書類及び連結計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
 - ◎ 事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ウェブサイト(<http://www.tomatobank.co.jp/>)において掲載することにより、お知らせいたします。

第133期（平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社2社及び関連会社（持分法適用会社）1社で構成され、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

銀行業務は、当社本店ほか支店60店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券業務、有価証券投資業務、その他付随業務を行い、高度化・多様化するお客さまニーズに即応する金融サービスの提供に取り組んでおり、当社グループにおける基幹業務と位置づけております。

また、子会社のトマトビジネス株式会社は、銀行事務に係る関連業務を行っております。

<クレジットカード業務>

子会社のトマトカード株式会社においては、クレジットカードの取扱いに関する業務を行っております。

<リース業務>

関連会社のトマトリース株式会社においては、産業機械等のリース業務を行っております。

〔金融経済環境〕

当期のわが国経済は、中国をはじめとする新興国等の景気減速の影響により輸出や生産面などに弱さが見られましたが、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、全体として緩やかな回復基調で推移いたしました。今後につきましては、金融資本市場の変動や海外経済の下振れのほか、熊本地震の経済に与える影響に注意が必要であります。各種政策の効果もあり緩やかに回復していくことが期待されます。

当社グループの主な営業基盤である岡山県におきましても、海外情勢の動向などには注意が必要であるものの、個人消費が底堅く推移しているほか設備投資も持ち直しており、県内景気は緩やかな回復を続けていくものと思われます。

金融面におきましては、日本銀行は、平成28年1月29日に「マイナス金利の導入」を発表し、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を継続することとしています。

このような情勢のなか、当社は、平成27年4月、経営ビジョン（10年後の目指す姿）に「夢をかなえ、地域の未来を創造する銀行」を掲げ、その実現に向けたファーストステップとして、平成27年4月から平成30年3月までの3カ年を計画期間とした中期経営計画「トマトみらい創生プラン ～進化への挑戦～2018」をスタートさせました。

平成27年6月26日には、中期経営計画の重点目標の推進体制を強化するため、組織改正を実施し、営業本部内組織を「営業統括部」と「コンサルティング営業部」に機能別に再編することにより、地方創生の支援に加え、企業のお客さまには創業から発展・承継までライフステージに応じた最適な「本業支援※」を、個人のお客さまにはその一生をトータルにサポートする「最適提案」を実践していく機動的かつ効率的な遂行体制を構築いたしました。さらに、戦略的市場運用力の強化を目的とした「マーケット本部」を新設したほか、ダイバーシティの推進のため、人事部内に新たに「ダイバーシティ推進チーム」を設置し、女性の活躍推進などすべての社員が活躍できる職場づくりを進めております。

特に、「お客さまに徹底的に寄り添う」戦略を具現化した「本業支援」の活動を定着させるなかで、コンサルティング機能をより一層発揮し、創業・新規事業支援や医療・介護、農業、企業の海外進出などの成長分野支援のほか、事業承継の支援に全社を挙げて積極的に力を注いでおります。

※ 「本業支援」とは、お客さまのライフステージ（創業から事業承継）に徹底的に寄り添い、潜在的なものを含め様々なニーズ、つまり、思い、悩み、課題、戦略などに対して全社を挙げて迅速かつ的確に応えることで、お取引先企業の業績や企業価値の向上に貢献し、お客さまの経営力を高めていく支援活動です。

また、地方創生に関しては、平成26年8月に岡山県と連携・協力に関する包括協定を締結して以降、金融商品の開発や提案活動などにより各自治体の地方版総合戦略の策定・実行を積極的に支援し、平成28年3月には岡山市、倉敷市と包括協定を締結いたしました。当社は、今後も、地元自治体と一体となって個々の課題解決に向けた地方創生に積極的に取り組んでまいります。

〔企業集団の業績〕

このような情勢の中、当社グループを挙げて、円滑な資金供給とお取引先へのコンサルティング機能の発揮等に努めました結果、連結経営成績は、以下のとおりとなりました。

当社グループの平成28年3月末の預金残高は、流動性預金、定期性預金ともに増加し、当期中に501億円増加して1兆730億円となりました。また、預り資産残高（預金、譲渡性預金、投資信託、公共債及び個人年金保険の合計）は、当期中に458億円増加して1兆2,046億円となりました。貸出金残高は、企業向け貸出及び個人ローン等に積極的に取り組みました結果、当期中に612億円増加して9,281億円となりました。有価証券残高は、社債の増加を主因に当期中に146億円増加して2,779億円となりました。

損益面におきましては、連結経常収益は、資金運用収益の増加等により前期比473百万円増収の20,975百万円となりました。連結経常利益は与信費用の減少に加えて営業経費が減少したことなどから前期比82百万円増益の2,873百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比181百万円増益の1,843百万円となりました。

なお、当期末の連結自己資本比率（バーゼルⅢ 国内基準）は8.77%であります。

事業部門別の損益状況は、銀行業では経常収益が20,731百万円、経常利益が2,827百万円、その他（クレジットカード業等）では経常収益が243百万円、経常利益が45百万円となりました。

〔企業集団の対処すべき課題〕

当社は、平成27年4月、少子高齢化の進行、人口減少などにより経済規模が縮小していく中長期的な社会環境の変化を踏まえて、経営ビジョン(10年後の目指す姿)として、「夢をかなえ、地域の未来を創造する銀行」を掲げ、平成27年4月から平成30年3月までの3カ年を計画期間とした中期経営計画「トマトみらい創生プラン ～進化への挑戦～2018」をスタートさせました。

トマトみらい創生プランは、経営ビジョンの実現に向けてチャレンジする最初の3カ年計画と位置づけ、次の4つの基本方針を掲げております。

- ① お客さまの頼れるパートナーとして、幸福・成長・発展を多面的に支援し、地域の活性化に貢献する。
- ② お客さまを深く理解し徹底的に寄り添うことで永続する信頼関係を確立する。
- ③ 収益源の多様化を図り、成長力のあるビジネスモデルを構築する。
- ④ 独自性発揮への限りない挑戦により、社員主役の個性あふれる銀行への転換を図る。

当社は、組織力・人材力の強化を図り、強固な経営管理態勢を確立するとともに、収益力（営業力・運用力）の進化と収益源の多様化を実現することにより、地方創生・活性化に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経 常 収 益	179	187	205	209
経 常 利 益	18	22	27	28
親会社株主に帰属する当期純利益	10	12	16	18
包 括 利 益	22	8	31	7
純 資 産 額	371	371	399	406
総 資 産	9,938	10,695	11,933	13,024

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	9,104	9,518	10,230	10,731
定期性預金	5,088	5,306	5,714	5,859
そ の 他	4,016	4,212	4,516	4,872
貸 出 金	7,272	8,064	8,671	9,285
個 人 向 け	2,577	2,795	2,962	3,119
中小企業向け	3,047	3,371	3,497	3,596
そ の 他	1,648	1,897	2,211	2,569
商 品 有 価 証 券	5	3	2	2
有 価 証 券	2,357	1,913	2,632	2,779
国 債	1,561	1,281	1,782	1,660
そ の 他	795	632	850	1,118
総 資 産	9,934	10,691	11,926	13,015
内 国 為 替 取 扱 高	30,595	31,730	35,152	34,826
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 203	百万ドル 224	百万ドル 291	百万ドル 191
経 常 利 益	百万円 1,720	百万円 2,167	百万円 2,713	百万円 2,822
当 期 純 利 益	百万円 937	百万円 1,169	百万円 1,616	百万円 1,809
1株当たり当期純利益	円 銭 8 15	円 銭 10 16	円 銭 14 05	円 銭 15 73

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を除く）で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	クレジットカード業	銀 行 業	クレジットカード業
使 用 人 数	846人	6人	835人	6人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

① 銀行業

営業所数の推移

株式会社 トマト銀行：

	当 年 度 末	前 年 度 末
岡 山 県	54 店 (うち出張所 —)	54 店 (うち出張所 —)
広 島 県	1 (—)	1 (—)
兵 庫 県	4 (—)	4 (—)
大 阪 府	1 (—)	1 (—)
東 京 都	1 (—)	1 (—)
計	61 (—)	61 (—)

(注) 上記の他、当年度末において店舗外現金自動設備を63か所（前年度末62か所）設置しております。

トマトビジネス株式会社：本社（岡山県）

② クレジットカード業

トマトカード株式会社：本社（岡山県）

(5) 企業集団の設備投資の状況

① 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金 額
銀 行 業	401
クレジットカード業	—
合 計	401

② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内 容	金 額
銀 行 業	神戸支店	243
クレジットカード業	—	—
合 計	—	243

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
(子会社) トマトビジネス 株 式 会 社	岡山市北区番町 2丁目3番4号	当社の委託による 営業店の後方 事務	平成10年 7月1日	10百万円	100.00%	—
トマトカード 株 式 会 社	岡山市北区中山下 1丁目9番1号	クレジットカー ド業務	平成7年 10月23日	30百万円	100.00%	—
(関連会社) トマトリース 株 式 会 社	岡山市北区中山下 1丁目9番1号	リース業務	昭和55年 10月17日	20百万円	39.50%	—

企業結合の成果

上記3社が連結対象子会社等であります。

当期の連結経常収益は20,975百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,843百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫266金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合134組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連733（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス及び株式会社イーネットとの提携により、各コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービスを行っております。
6. 中国総合信用株式会社(中国地区の第二地銀協地銀等の共同出資会社)において、中国地区の第二地銀協地銀の取り扱う個人向けローンについての保証等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
高 木 晶 悟	取締役社長（代表取締役） 監査部担当	中国総合信用 株式会社取締役	
横 林 光 司	専務取締役 マーケット本部長 （代表取締役） 経営企画部、事務システム部担当		
浮 田 寿 美 晴	常務取締役 人事部、総務部、リスク統括部、秘書室担当		
中 山 雅 司	常務取締役 営業本部長		
福 井 康 人	常務取締役 審査部、企業サポート部担当		
横 井 手 慎 也	取締役 本店営業部長		
坂 手 計 之	取締役 倉敷営業部長		
富 田 洋 之	取締役営業本部副本部長兼営業統括部長		
小 川 洋	取締役(社外)	公認会計士、 税理士	
上 岡 美 保 子	取締役(社外)		
尾 崎 和 正	常勤監査役		
板 野 次 郎	監査役(社外)	弁護士	
吉 岡 一 巳	監査役(社外)	税理士	税理士として企業税務に 精通しており、財務及び 会計に関する相当程度の 知見を有しております。
三 宅 昇	監査役(社外)		

- (注) 1. 取締役小川洋及び上岡美保子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役板野次郎、吉岡一巳及び三宅昇の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役小川洋及び上岡美保子並びに監査役吉岡一巳及び三宅昇の4氏は、東京証券取引所に対し、
 独立役員として届け出ております。
 4. 中川隆進氏は、平成27年6月26日をもって辞任により、取締役を退任いたしました。
 5. 干田尾恵慈朗氏は、平成27年6月26日をもって辞任により、監査役を退任いたしました。
 6. 赤澤満氏は、平成27年6月26日をもって辞任により、監査役を退任いたしました。
 7. 青井賢平氏は、平成27年6月26日をもって辞任により、監査役を退任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	11 名	176 百万円
監 査 役	7 名	25 百万円
計	18 名	201 百万円

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額31百万円（取締役10名に対し28百万円、監査役2名に対し2百万円）が含まれております。
なお、平成27年6月に社外役員に対する役員退職金制度を廃止しておりますので、平成27年7月以降、当該社外役員に対する役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。
3. 上記の他、平成27年6月26日開催の第132期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し67百万円、退任監査役3名に対し17百万円（うち社外役員2名に対し8百万円）支給しております。
4. 平成3年6月27日開催の第108期定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額15百万円であります。
5. 平成元年6月29日開催の第106期定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額4百万円であります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
小 川 洋	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
上 岡 美保子	
板 野 次 郎	
吉 岡 一 巳	
三 宅 昇	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
小 川 洋	
上 岡 美保子	
板 野 次 郎	当社顧問弁護士
吉 岡 一 巳	
三 宅 昇	

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
小 川 洋	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会17回中17回に出席しております。	公認会計士・税理士としての専門的見地並びに経営に対する幅広い見識からの発言を行っております。
上 岡 美保子	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会17回中17回に出席しております。	海外業務の経験と幅広い見識からの発言を行っております。
板 野 次 郎	11年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会17回中17回、監査役会16回中16回に出席しております。	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
吉 岡 一 巳	9ヶ月	平成27年6月の就任後に開催された取締役会13回中13回、監査役会11回中11回に出席しております。	主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
三 宅 昇	9ヶ月	平成27年6月の就任後に開催された取締役会13回中13回、監査役会11回中11回に出席しております。	企業経営についての十分な知識と経験からの発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7 名	16百万円	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 平成27年6月に社外役員に対する役員退職金制度を廃止しておりますが、報酬等の額には、平成27年4月から6月までに係る役員退職慰労引当金繰入額0百万円が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	177,800千株
	発行済株式の総数	116,790千株

(2) 当年度末株主数 8,680名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 □ 4)	7,085 ^{千株}	6.16 %
日本トラスティ・サービス信託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 □)	5,408	4.70
ト マ ト 銀 行 職 員 持 株 会	4,208	3.66
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,600	3.13
株 式 会 社 も み じ 銀 行	3,404	2.96
株 式 会 社 中 国 銀 行	3,390	2.94
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	2,660	2.31
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,000	1.73
岡 山 県	1,980	1.72
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,921	1.67

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式を除いて算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等
該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 村田 賢治 指定有限責任社員 伊加井真弓	43百万円	(注) 1. 及び 2.

(注) 1. 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

(1) 処分対象 新日本有限責任監査法人

(2) 処分内容 契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

2. 当社監査役会は、当該事業年度の監査計画に係る監査日数・配員計画等から見積もられた報酬額に関する会計監査人の説明をもとに、前年実績の評価を踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の金額には、これらの合計額を記載しております。

4. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、43百万円であります。

5. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

<会計監査人の解任又は不再任の決定の方針>

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、当社の会計監査業務に重大な支障があり、解任・不再任が妥当と判断した場合は、会計監査人の解任・不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制（内部統制システム）

(1) 業務の適正を確保する体制

当社は、業務の適正を確保する体制（いわゆる内部統制システム）として、取締役会において以下のとおり決議するとともに、継続的な体制の見直しを行うことにより、内部統制の充実強化を図ることとしております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役が、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるかどうかの適格性について、取締役選任前に取締役会がチェックする。
 2. 当社が社会的責任と公共的使命を果たすため、取締役コンプライアンス規程に、トマト銀行取締役行動規範を定めている。
 3. 取締役の法令等遵守態勢及び内部管理態勢に対する認識を強化し、高い職業倫理感を涵養するため、取締役を対象にしたコンプライアンスや内部管理態勢に関する外部研修に参加し、最新の情報収集を行うとともに継続的に意識の高揚を図る。
 4. 取締役会は、法令等遵守方針に基づき、法令等遵守に関する社内規程を策定し、組織内に周知させている。また、トマト銀行役職員行動規範において使用人の行動基準を定める。
 5. 取締役会は、法令等遵守方針に基づいて、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を事業年度ごとに策定し、当社グループの組織全体に周知している。
 6. コンプライアンスに関する最高責任者を社長、コンプライアンス統括部署担当役員をコンプライアンス統括責任者とし、本部にコンプライアンス統括部署を設置し、関係会社及び当社各都店にコンプライアンス責任者を配置して法令順守の徹底を図る。
 7. 管理職及びコンプライアンス担当者を対象にコンプライアンス研修を実施するほか、各都店においても定期的にコンプライアンス研修を行う。
 8. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進について協議する。
 9. コンプライアンス統括部署に法令違反、規程違反、倫理的に問題がある事項等を社員が発見した場合の社内通報窓口を設置し、専用電話、電子メール等により相談を受け付ける体制をとることにより、当社及び関係会社における法令違反等の早期発見体制並びに自浄プロセス体制を確立する。
 10. 事故防止のため、従業員の人事ローテーションを定期的を実施するとともに、連続休暇制度に加え、指定休務、僚店間トレード制度などにより、職場離脱を実施する。
 11. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求を拒絶する。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
1. 社内の文書の作成、保存及び保管について定めた文書規程に基づいて、情報の保存及び管理を適切に行う。
 2. セキュリティポリシー及びプライバシーポリシーに基づいて、保有するすべての情報資産（情報及び情報システム）や個人情報等を適切かつ安全に保存・管理する。
- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

1. リスク管理（基本）規程に基づいて、リスクカテゴリー別のリスク管理基本方針、リスク管理規程及び部門別のリスク管理マニュアル、信用リスク管理の基本方針としてクレジットポリシー、セキュリティ管理の基本方針としてセキュリティポリシーを定め、リスク管理を行う。
 2. リスク管理の統括部署を設置し、リスク管理を一元管理する。
 3. 内部監査部署として、監査部を設置し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を行う。
 4. 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理全般に係る協議機関として、主に内部管理態勢・リスク管理態勢強化のための整備、リスク管理体制の一元化等に関わる事項について協議する。
 5. 大規模災害の発生による損害のため通常業務を行うことができなくなった場合を想定して、業務継続計画を定め、重要業務の継続を迅速かつ効率的に行う。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
1. 取締役会を3か月に1回以上開催するほか、必要がある場合は随時開催できる体制とする。
 2. 効率的業務運営を行うために、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役をもって構成する常務会において、取締役会における業務執行に関する基本方針に基づき、業務執行上の重要事項を審議、決定する。
 3. 職制規程及び業務分掌規程に基づいて、業務執行を円滑かつ効率的に行う。
- ⑤ **株式会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
1. 関係会社との緊密な連携のもと、関係会社が当社グループとしての事業目的を遂行できるよう適切な内部管理体制を構築し、業務の健全かつ適切な運営を行う。
 2. 当社はグループ経営管理として、関係会社から必要な報告を受け、協議する体制を構築する。
 3. 当社の監査部が、関係会社の内部管理態勢について監査を実施する。
 4. 当社のコンプライアンス体制は、関係会社も含めた当社グループ全体を対象に当社のリスク管理統括部署が管理・統括し、当社のグループの適正なコンプライアンス体制の確保を図る。
- ⑥ **監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項**
- 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、監査役会と協議のうえで必要な人員を配置する。
- ⑦ **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する支持の実効性の確保に関する事項**
1. 監査役の職務を補助するための使用人は、当社の業務執行部門の役職員を兼務せず、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して、監査役以外の者から

指揮命令を受けない。

2. 監査役の職務を補助するための使用人の任命及び異動については、あらかじめ監査役会の同意を得る。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

1. 法令等の違反行為、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、不祥事件が発覚した場合は、コンプライアンス統括責任者が取締役及び監査役へ報告する。
2. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、他の取締役及び使用人が法令、定款もしくは取締役行動規範、社内規程に違反した行為があると思料するときは、直ちに監査役へ報告する。
3. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないよう、必要な体制を整備する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 取締役は、株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたって、監査役会とあらかじめ協議する。
2. 監査役が、取締役会のもとより、常務会その他の重要な会議に出席できる。
3. 監査役及び監査役会は、社長と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換する。
4. 内部監査部門は、内部監査で得た情報を監査役に提供する等緊密な連携を保ち、監査役の円滑な業務の遂行に協力する。
5. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行う。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

① コンプライアンス体制に関する取り組み

法令違反・不正行為等の早期発見及びこれらを未然に防止することを目的としてコンプライアンス委員会を設置しており、当事業年度においては4回開催しております。委員会ではコンプライアンスに関する課題の把握と、その対応策の立案・実施を行っており、また、役職員への教育・啓蒙を目的として、毎年度策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づき、研修を実施しております。

② リスク管理体制に関する取り組み

当社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的とし、リスク管理基本規程を制定しております。また、当社のリスクに関する統括組織としてリスク管理委員会を設置し、当事業年度においては15回開催しております。委員会では、各リスクを一元的に収集・分類することにより、重要リスクを特定してリスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しております。また災害を想定した訓練も適宜行っております。

③ 取締役の職務執行に関する取り組み

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度におきましては、取締役会を17回開催しております。

④ 内部監査の実施に関する取り組み

内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社全部門の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を監査報告書として取締役および監査役に対して報告を行っております。

⑤ 監査役の職務執行に関する取り組み

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されております。当事業年度においては、16回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等を実施しております。

また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び監査部と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行も監視しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第133期末 (平成28年 3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金	78,904	預金	1,073,187
現預金	12,270	当座預金	31,431
預り金	66,633	普通預金	432,832
商品	256	貯蓄預金	4,175
商品	207	通知預金	11,160
商品	48	定期預金	578,601
有価証券	277,961	その他の預金	7,317
国債	166,073	渡り性預金	7,668
地方債	9,625	一時的預金	3,462
地方債	36,849	マネー	2,197
株式	5,736	引当金	3,572
その他の証券	59,676	受取金	153,581
貸出金	928,504	入金金	153,581
引当金	6,764	外替	4
手形	28,812	国替	2
書留	827,782	渡り外替	2
座金	65,144	未払外替	11,300
外国為替	1,060	その他の負債	7,636
預金	966	未払法人税	682
店為	93	未払法人費	1,664
預金	3,513	前受	415
預金	72	給付	2
預金	1,476	金融商品	95
預金	404	金融商品	19
預金	226	金融商品	958
預金	1,334	金融商品	26
預金	13,178	金融商品	3,771
預金	4,066	退職給付引当金	556
預金	7,277	退職給付引当金	208
預金	1,072	睡眠預金	92
預金	19	偶発損失引当金	116
預金	742	再評価に係る繰延税金負債	513
預金	648	支払承	3,644
預金	590	負債の部合計	1,260,073
預金	57	(純資産の部)	
前繰支貸	208	資本	14,310
繰延払倒	1,448	資本	12,640
繰延払倒	3,644	利益	10,697
繰延払倒	△7,773	利益	1,773
		その他の利益	8,924
		不動産	188
		別途	3,547
		繰越利益	5,188
		自己株	△479
		株主資本	37,168
		その他の有価証券	3,642
		繰延ヘッジ損益	△1
		土地再評価差額	671
		評価・換算差額等	4,312
		純資産の部合計	41,481
資産の部合計	1,301,555	負債及び純資産の部合計	1,301,555

第133期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収入	20,745
経常支出	15,676
経常利益	13,611
経常利益	1,998
経常利益	1
経常利益	37
経常利益	27
経常利益	3,090
経常利益	786
経常利益	2,304
経常利益	832
経常利益	0
経常利益	267
経常利益	399
経常利益	165
経常利益	1,145
経常利益	557
経常利益	56
経常利益	531
経常利益	17,922
経常利益	1,689
経常利益	1,079
経常利益	22
経常利益	43
経常利益	2
経常利益	167
経常利益	296
経常利益	35
経常利益	40
経常利益	2,317
経常利益	155
経常利益	2,162
経常利益	745
経常利益	33
経常利益	712
経常利益	11,572
経常利益	1,596
経常利益	1,121
経常利益	89
経常利益	104
経常利益	64
経常利益	215
経常利益	2,822
経常利益	25
経常利益	2,797
経常利益	1,013
経常利益	△25
経常利益	987
経常利益	1,809

(平成28年 3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	78,905	預 金	1,073,091
商 品 有 価 証 券	256	譲 渡 性 預 金	3,462
有 価 証 券	277,914	コールマネー及び売渡手形	2,197
貸 出 金	928,110	債券貸借取引受入担保金	3,572
外 国 為 替	1,060	借 用 金	153,631
そ の 他 資 産	4,714	外 国 為 替	4
有 形 固 定 資 産	13,178	社 債	11,300
建 物	4,066	そ の 他 負 債	8,252
土 地	7,277	退職給付に係る負債	1,883
リ ー ス 資 産	1,072	役員退職慰労引当金	212
建 設 仮 勘 定	19	睡眠預金払戻損失引当金	92
その他の有形固定資産	742	偶 発 損 失 引 当 金	116
無 形 固 定 資 産	648	再評価に係る繰延税金負債	513
リ ー ス 資 産	590	支 払 承 諾	3,523
その他の無形固定資産	57	負 債 の 部 合 計	1,261,853
繰 延 税 金 資 産	1,960	(純資産の部)	
支 払 承 諾 見 返	3,523	資 本 金	14,310
貸 倒 引 当 金	△7,805	資 本 剰 余 金	12,491
		利 益 剰 余 金	11,163
		自 己 株 式	△604
		株 主 資 本 合 計	37,360
		その他有価証券評価差額金	3,643
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1
		土 地 再 評 価 差 額 金	671
		退職給付に係る調整累計額	△1,060
		その他の包括利益累計額合計	3,253
		純 資 産 の 部 合 計	40,614
資 産 の 部 合 計	1,302,467	負債及び純資産の部合計	1,302,467

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	20,975
資金運用収益	15,695
貸出証券利息	13,645
有価証券利息	1,984
コールローン利息	1
預金の他	37
役務の取引	27
その他の引当	3,343
そのの他	760
償却の他	1,175
経常収益	557
経常費用	617
経常費用	18,101
経常費用	1,694
経常費用	1,079
経常費用	22
経常費用	43
経常費用	2
経常費用	168
経常費用	296
経常費用	80
経常費用	2,348
経常費用	746
経常費用	11,703
経常費用	1,608
経常費用	1,127
経常費用	481
経常利益	2,873
経常利益	25
経常利益	2,847
経常利益	1,022
経常利益	△18
経常利益	1,003
経常利益	1,843
経常利益	—
経常利益	1,843

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

株式会社トマト銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村 田 賢 治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊加井 真 弓 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トマト銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

株式会社トマト銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 村 田 賢 治 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トマト銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トマト銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

株式会社トマト銀行 監査役会

常勤監査役 尾 崎 和 正 ㊟

監 査 役 板 野 次 郎 ㊟

監 査 役 吉 岡 一 巳 ㊟

監 査 役 三 宅 昇 ㊟

(注) 監査役板野次郎、吉岡一巳及び三宅 昇は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、経営体質強化のため内部留保の充実を勘案し、安定した配当の継続を基本といたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

第133期期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
 当社普通株式1株につき金 2円50銭 総額 287,469,995円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
 平成28年6月29日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

35,000,000株

(4) その他

本議案に係る株式併合は第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 株式併合を実施し株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものです。また、単元株式数を1,000株から100株に変更するために現行定款第7条（単元株式数）を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 平成26年3月31日より施行された国内基準行に係る新たな自己資本比率規制（バーゼルⅢ国内基準）においては、強制転換条項付優先株式を規制上の自己資本に算入することができるとされております。こうした自己資本比率規制の変更に対応すべく、当社を取り巻くマーケット環境等に応じて、今後の中長期的な資本政策および財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、定款第2章の2（優先株式）および第3章の2（種類株主総会）を新設するものであります。

(3) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線部は変更箇所を表示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第5条（省略） 第2章 株式 （発行可能株式総数） 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>177,800千株</u> とする。 （単元株式数） 第7条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 第8条～第10条（省略） （新設）	第1章 総則 第1条～第5条（現行どおり） 第2章 株式 （発行可能株式総数） 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>35,000千株とし、普通株式および第1回A種優先株式、第2回A種優先株式（以下、併せて「A種優先株式」といい、第1回ないし第2回A種優先株式のうちのいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各A種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は、それぞれ、35,000千株、7,000千株、7,000千株とする。</u> （単元株式数） 第7条 当銀行の単元株式数は、 <u>全ての種類の株式について100株とする。</u> 第8条～第10条（現行どおり） 第2章の2 優先株式 （A種優先株式） 第11条 当銀行の発行するA種優先株式の内容は次のとおりとする。

現 行 定 款	変 更 案
	(A種優先配当金) 1. 当銀行は、定款第32条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、各A種優先株式1株につき、各A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、各A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、各A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「A種優先配当金」という。）の配当を行う。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第4項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ② 第32条の規定は、A種優先配当金およびA種優先中間配当金についてこれを準用する。 (非累積条項) 2. ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 (非参加条項) 3. A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。 (A種優先中間配当金) 4. 当銀行は、第32条②に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。 (残余財産の分配) 5. 当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。 (議決権) 6. A種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。 (株式の分割または併合および株式無償割当て) 7. 株式の分割または併合を行うときは、普通株式および各A種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。株式無償割当てを行うときは、普通株式および各A種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。 (取得および消却) 8. 当銀行は、各A種優先株式を取得し、これを消却することができる。 ② 各A種優先株式における会社法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。

現 行 定 款	変 更 案
	(金銭を対価とする取得条項) 9. 当銀行は、各A種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、各A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる各A種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産を各A種優先株主に対して交付するものとする。なお、各A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。 ② 当銀行は、各A種優先株式の取得と引換えに、各A種優先株式1株につき、各A種優先株式の払込金額相当額を踏まえて各A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。 (普通株式を対価とする取得条項) 10. 当銀行は、各A種優先株式の全てを、各A種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める期日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる各A種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有する各A種優先株式数に各A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、各A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では、交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。各A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
第3章 株主総会 第11条～第16条（省略） （新設）	第3章 株主総会 第12条～第17条（現行どおり） 第3章の2 種類株主総会 （種類株主総会） 第18条 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 ③ 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 ④ 第14条、第16条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。また、第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について、これを準用する。
第17条～第32条（省略） 附 則 第1条（省略） （新設）	第19条～第34条（現行どおり） 附 則 第1条（現行どおり） （定款一部変更の効力発生日） 第2条 第6条、第7条、第11条および第18条の変更は、平成28年6月28日開催の第133期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力が発生するものとする。 なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日をもってこれを削除する。

第4号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
新任 ほそ だ たかし 細 田 隆 (昭和30年4月28日生)	昭和54年4月 大蔵省（現財務省）入省 平成18年7月 中小企業金融公庫（現日本政策金融公庫）理事 平成20年7月 総務省大臣官房審議官（自治財政局公営企業担当） 平成22年7月 名古屋税関長 平成23年4月 独立行政法人住宅金融支援機構理事 平成25年4月 財務省大臣官房審議官（大臣官房担当） 平成25年6月 東京税関長 平成26年7月 関東財務局長 平成27年7月 財務省退官 平成27年11月 当社顧問 平成28年3月 弁護士登録 現在に至る	一株

(注) 1.候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2.取締役候補者の選任理由について

細田隆氏は、大蔵省（現財務省）入省後、東京税関長、関東財務局長等を歴任し、金融財政全般に係る高い見識と豊富な経験に加えて、十分な社会的信用を備えております。また、金融機関の情勢についても明るく、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できると判断し、取締役候補者といいたしました。

第5号議案 監査役3名（社外監査役2名を含む）選任の件

本総会終結のときをもって、監査役尾崎和正、板野次郎及び三宅昇の3氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	再 任 尾 崎 和 正 (昭和33年1月5日生)	昭和55年4月 大蔵省中国財務局（現財務省）入局 平成17年7月 財務省中国財務局総務部総務課課長補佐 平成18年7月 金融庁検査局総務課金融証券検査官 平成19年7月 金融庁検査局総務課金融証券検査官兼検査局総務課課長補佐兼検査局審査課 平成20年7月 財務省中国財務局理財部金融監督第二課長 平成22年7月 財務省中国財務局総務部人事課長 平成23年7月 同局退職 平成23年8月 当社監査部付部長 平成24年6月 当社執行役員監査部長 平成27年6月 当社常勤監査役 現在に至る	5,606株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	再 任 み 三 やけ 宅 のぼる (昭和28年8月7日生)	昭和56年 4 月 岡山県海区漁業調整委員会 事務局（内水面漁場管理委 員会事務局兼務） 平成14年 4 月 商工労働部産業振興課長 平成16年 4 月 産業労働部産業振興課長 平成17年 4 月 産業労働部産業企画課長 平成19年 4 月 大阪事務所長 平成21年 4 月 産業労働部審議監（産業立 地・観光担当） 平成22年 4 月 産業労働部長 平成23年 4 月 総合政策局長 平成25年 3 月 岡山県退職 平成25年 6 月 公益財団法人岡山県産業振 興財団理事 平成25年 7 月 公益財団法人岡山県産業振 興財団理事長 平成27年 6 月 当社監査役 現在に至る 兼職： 岡山県産業振興財団 理事長	1,042株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	新 任 佐 々 木 浩 史 (昭和37年5月10日生)	昭和60年10月 司法試験合格 昭和63年 4 月 岡山弁護士会登録 平成 3 年 4 月 佐々木浩史法律事務所開設 平成14年 4 月 岡山弁護士会副会長 平成15年10月 おもてまち法律事務所開設、パートナー（現職） 平成16年 4 月 岡山家庭裁判所調停委員 岡山大学法科大学院非常勤講師（刑事弁護実務演習）（現職） 平成17年12月 岡山市教育委員 平成26年 4 月 岡山弁護士会会長 平成27年 8 月 美作市教育委員会「よりよい学校づくり推進委員会」委員（現職） 平成28年 4 月 岡山刑務所視察委員会委員（現職） 現在に至る 兼職： 弁護士	一株

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2.三宅昇及び佐々木浩史の両氏は社外監査役候補者であります。
(1) 三宅昇氏につきましては、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
(2) 佐々木浩史氏につきましては、東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3.常勤監査役及び社外監査役候補者の選任理由等について
(1) 尾崎和正氏は、大蔵省（現財務省）中国財務局入局後、金融証券検査官、金融監督第二課長等を歴任し、金融行政に係る豊富な知識、見識を有しているほか、当社入社後は監査部長を務め業務全般を熟知しております。こうした知見や経験を活かすことにより、的確、公正かつ客観的な監査を実施することができると判断し、監査役候補者といたしました。
(2) 三宅昇氏は、岡山県産業労働部長、総合政策局長等を歴任され、現在は財団法人岡山県産業振興財団理事長の職責を担われております。同氏の地方行政に係る豊富な知識、見識のほか、組織のトップとしての経験から、当社の監査体制の充実・強化に加えて、独立した立場から公正かつ客観的な監査に貢献していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結をもって1年となります。
(3) 佐々木浩史氏は、岡山県弁護士会長等を歴任され、現在は弁護士として活躍されておられます。その高度な専門知識と豊富な経験から、当社の監査体制の充実・強化に加えて、独立した立場から公正かつ客観的な監査に貢献していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。上記の理由により、社外監査役及び独立役員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4.責任限定契約について
(1) 当社は、三宅昇氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、引き続き契約を継続いたします。
(2) 当社は、佐々木浩史氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結のときをもって退任されます監査役板野次郎氏に対し、株主各位のご賛同を得て当社の定める基準の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その金額、時期及び方法につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、平成27年6月に社外役員に対する役員退職金制度を廃止し、以後の退職慰労金を支給しないこととしておりますので、本議案は平成27年6月までの在任期間における功労に対し退職慰労金を贈呈するものであります。

なお、当社役員退職慰労金贈呈基準につきましては、本店に備え置き株主各位の閲覧に供しております。

退任監査役の略歴は次のとおりです。

氏 名	略 歴
いた の じ ろう 板 野 次 郎	平成16年6月 当社監査役（社外） 現在に至る

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

株主総会会場のご案内

場所 岡山市北区番町2丁目3番4号 株式会社トマト銀行本店
岡山地方裁判所のある番町交差点を北へ約400m、道路東側岡山駅から約1.5km

最寄りの交通機関（岡電バス）



お願い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。